

2021年度 愛知県建設局・都市整備局・建築局総合評価落札方式の改正概要

2021年度以降の総合評価落札方式を以下のように改正します。

| No. | 項目・改正内容 | |
|-----|--|---|
| 1 | <p>「配置予定技術者の能力に関する事項」におけるCPD実績の評価期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による講習開催数の減少等から講習を受講できない配置予定技術者に対応するため、<u>CPD実績の評価期間を延長</u>する。 ➤ 適用は<u>当面2021年度に限る対応</u>とし、その後の扱いについては、CPDの対象となる講習会の開催状況等を踏まえて検討する。 | |
| | 改正前 | |
| | 対象期間 | 土木関係工事 前年度までの <u>過去2年度</u> と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内 |
| | | 建築関係工事 <u>前年度</u> と当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内 |
| | 評価 | 土木関係工事 (広域型) 対象期間のうち任意の <u>1年間(12ヶ月間)</u> で1年間の推奨単位(※1)を取得、もしくは <u>2年間(24ヶ月間)</u> で1年間の推奨単位取得 |
| | | 土木関係工事 (地域型Ⅰ・Ⅱ) 対象期間のうち任意の <u>2年間(24ヶ月間)</u> で、1年間の推奨単位(※1)を取得、もしくは、推奨単位の半分を取得 |
| | | 建築関係工事 対象期間のうち任意の <u>1年間(12ヶ月間)</u> の取得単位(※2) |
| | 改正後 | |
| | 対象期間 | 土木関係工事 前年度までの <u>過去3年度</u> と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内 |
| | | 建築関係工事 <u>前年度までの過去2年度</u> と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内 |
| | 評価 | 土木関係工事 (広域型) 対象期間のうち任意の <u>2年間(24ヶ月間)</u> で1年間の推奨単位(※1)を取得、もしくは <u>3年間(36ヶ月間)</u> で1年間の推奨単位取得 |
| | | 土木関係工事 (地域型Ⅰ・Ⅱ) 対象期間のうち任意の <u>3年間(36ヶ月間)</u> で、1年間の推奨単位(※1)を取得、もしくは、推奨単位の半分を取得 |
| | | 建築関係工事 対象期間のうち任意の <u>2年間(24ヶ月間)</u> の取得単位(※2) |
| | <p>※1 推奨単位については、加盟団体ごとの推奨単位とする</p> <p>※2 1年間の推奨単位は12単位</p> | |

2 「地域精通度・地域貢献度に関する事項」におけるボランティア活動実績の評価期間の延長

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためボランティア活動へ参加できない企業に対応するため、ボランティア活動実績の評価期間を延長する。
- 適用は当面2021年度に限る対応とし、その後の扱いについては、ボランティア活動の開催状況等を踏まえて検討する。

改正前

| 活動名 | 対象期間 |
|---|-------------------------------------|
| 安全まちづくり活動 | 前年の1年間(1月1日から3月31日までに公告されたものは前々年)※1 |
| 建設行政活動 ア)愛知県建設局のアダプトプログラム関連事業 イ)愛知県建設局又は都市整備局が参加、後援、届出承認などで公認した清掃活動 | 前年度の1年間※2 |

※1 安全まちづくり活動は、1月1日から12月31日までの活動であり、翌年の1月末日までに県民安全課へ活動報告書を提出しているものに限る

※2 前年度の1年間に、技術資料を提出する日の前日までを含む

ただし、建設行政における、イ)の活動については前年度限りとする

改正後

| 活動名 | 対象期間 |
|---|--|
| 安全まちづくり活動 | 前々年又は前年のうちいずれかの1年間(1月1日から3月31日までに公告されたものは前々々年又は前々年のうちいずれかの1年間)※1 |
| 建設行政活動 ア)愛知県建設局のアダプトプログラム関連事業 イ)愛知県建設局又は都市整備局が参加、後援、届出承認などで公認した清掃活動 | 前々年度又は前年度のうちいずれかの1年間※2 |

※1 安全まちづくり活動は、1月1日から12月31日までの活動であり、翌年の1月末日までに県民安全課へ活動報告書を提出しているものに限る。

※2 前々年度又は前年度(技術資料を提出する日の前日までを含む)のうちいずれかの1年間
ただし、建設行政における、イ)の活動については前々年度又は前年度のうちいずれかの1年間とする

| | |
|---|---|
| 3 | <p>「配置予定技術者の能力に関する事項」における施工実績及び工事成績の評価対象に監理技術者補佐を追加</p> <p>➤ 施工実績及び工事成績における評価対象の技術者に、<u>専任で従事した監理技術者補佐の経験</u>を追加する。</p> <p>改正前</p> <p>評価対象となる技術者の扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">○主任(監理)技術者又は現場代理人としての実績</div> <p>改正後</p> <p>評価対象となる技術者の扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">○監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>、主任技術者又は現場代理人としての実績 ○<u>監理技術者補佐として従事した経験</u>については、専任で従事した経験に限る</div> |
| 4 | <p>休工日を土日に限らない「週休2日制工事」を評価対象に追加(2022年度から運用)</p> <p>新規</p> <p>➤ 休工日を土日に限らない「週休2日制工事(2021年度から実施)」の取組証が発行された工事を2022年度から評価対象に追加する。</p> |

※その他の部分的な改正については、ガイドライン、各公告文で必ず確認してください。

※2021年4月1日より「都市整備局」は、「都市・交通局」に名称が変わります。